経済産業省における対応状況

1. 特区として実施する主な事項

① 特区における電力の特定供給事業の許可の手続の迅速化 特定供給の許可に関する標準処理期間が現在2週間と定められているが、「資本関係等 によらない密接な関係による電力の特定供給事業」の認定を受けた特区においては、そ の審査期間を原則3日以内に短縮。

② 研究開発の実施期間における海洋温度差発電設備に関する各種 検査等の手続の不要化・簡素化

〇海洋温度差発電設備の発電実験を行う際、発生した電力が実験施設内の電気的閉鎖 区域の中で全量消費される場合、設備の工事等を適切に実施するための体制等を保 安規程に明記することで、工事計画の届出及び使用前安全管理検査等を研究開発の 実施期間に限り不要とする。

小型バイナリ - 発電設備の定期自主検査の時期の延長

- 〇小型で安全性が高いバイナリー発電設備(温泉熱などを熱源とする発電方式の一つ)に ついて、設置者が、当該設備の使用実態を踏まえて、安全確保上、定期自主検査の期間 時期を延長しても問題のない時期を技術的に証明し、それが国により確認された場合に は、定期自主検査の時期を延長可能とする。
- ④ 地方公共団体のデータ提供等に基づく高圧ガス施設の検査周期の 延長
 - ○検査周期が延長可能なことを証明するデータ等を地方公共団体が提出し、国がその安全性を確認できた場合、高圧ガス施設の検査周期を延長可能とする。

2. 全国で実施する主な事項

- ① ガソリン品質の強制規格におけるアルコール混入許容値の明確化 〇既販の自動車の安全を前提に、生物資源アルコール混合燃料を自動車燃料として販
 - が成級の自動車のダエを前旋に、土物資源ブルコール混合燃料を自動車燃料として級売、使用できるよう、ガソリン品質の強制規格におけるアルコール混入許容値を明確化。 (平成15年度中)
- ② 工場立地法で工場に隣接することが定められている緑地の定義の拡大
 - ○実態把握を行い、遮断性のない緑地の扱いなど、隣接緑地の定義について見直す。 (平成15年度中)
- ③ 電気工作物の保安管理の実施主体の拡大
 - 〇保安の確保を前提に、電気主任技術者を雇用している等一定の要件を満たす法人が 一定の条件の下で委託を受けることを可能とする。(平成15年度中)
- ④ 工場が分社化した場合の保安管理に関する特例
 - 〇石油コンビナート特定事業所が分社化した場合であっても、個々の会社毎に保安管理 部門を置くのではなく、従来その工場を一体的に保安管理してきた部門によって引き続 き工場全体の安全管理を行えるようにする。(平成15年度中)